



一般社団法人東毛法人会の皆様、日頃より大変お世話になっております。関東信越税理士会館林支部副支部長の山田圭佑と申します。

平成30年6月13日に成立しました民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）に触れていきたいと思います。いままでは明治29年（1896年）に民法が制定されて以来、成年年齢は20歳と定められておりましたが、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下がることとなりました。これにより、税務の面でも様々な影響を受けます。その中でも今回は相続や贈与に関するご案内したいと思います。

1. 改正内容

（1）相続税法

① 未成年者控除

相続人が18歳（改正前：20歳）未満の者である場合には、10万円に18歳（改正前：20歳）に達するまでの年数（1年未満の端数は切上げ）を乗じた金額を相続税額から控除することとされました。

② 相続時精算課税適用者の要件

相続時精算課税の適用を受けることができる者は、贈与者の推定相続人で贈与の年の1月1日において18歳（改正前：20歳）以上の者とされました。

（2）租税特別措置法

次の項目について、受贈者の年齢要件が20歳から18歳に引き下げられました。

① 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

② 相続時精算課税適用者の特例

③ 非上場株式等について贈与税の納税猶予及び免除

④ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

2. 適用関係

（1）未成年者控除

上記1（1）①の改正は、令和4年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用され、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、従前どおり

とされています。

なお、既にこの控除を受けたことがある場合には、次の相続の際に控除できる金額は、前回の控除不足額の範囲に限られます。この特例として経過措置（過去に控除額が改正された時の経過措置と同様のもの）が設けられています。

すなわち、未成年者が、その者又は扶養義務者の令和4年4月1日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧法による未成年者控除の適用を受けたことがある者である場合には、未成年者控除額は当時の相続時（2回以上未成年者控除の適用を受けている場合には、最初の相続時）における未成年者の18歳に達するまでの年数に10万円を乗じて計算した金額から既に控除を受けた金額を控除した残額の範囲内の金額とすることとされています。

（2）相続時精算課税適用者の要件

上記1（1）②の改正は、令和4年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用され、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については従前どおりとされています。

（3）租税特別措置法

上記1（2）の改正は、令和4年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用され、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については従前どおりとされています。

今回は民法改正に伴い影響を受けた税務の一部について触れさせていただきました。令和4年4月1日からの適用となりますので、ご確認のうえ、適切に対応いただければと思います。

詳しい内容につきましては税理士にご相談ください。



税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。

○関東信越税理士会館林支部

シリーズ

企 業 紹 介

株式会社 誠和製作所 館林支部

弊社は群馬県の東の玄関口に位置する館林市にあり、昭和37年設立以来半世紀以上に亘り「金属加工業」として、鉄道車両や自動車部品そして電気・建設・立体駐車場部品など幅広い業種のお客様に対し、開発・製造・販売を行っています。近年では、部品加工から組立加工・塗装工程・測定検査体制を整え、生産から品質保証・出荷に至る、社内一貫体制構築によるワンストップ経営を果たし、お客様の視点に立った「安心・安全や低価格・短納期化」を実現しました。

中でも鉄道車両用ブレーキ部品の技術力は、ブレーキメーカー様より永きに亘り高い評価を得、社会の基盤となる新幹線等の鉄道インフラを支え続けています。

【社員教育ワンポイントレッスン】



【会社概要】

企業名：株式会社 誠和製作所

代表者：多田 征訓

設立：昭和37年1月

所在地：館林市近藤町318-10

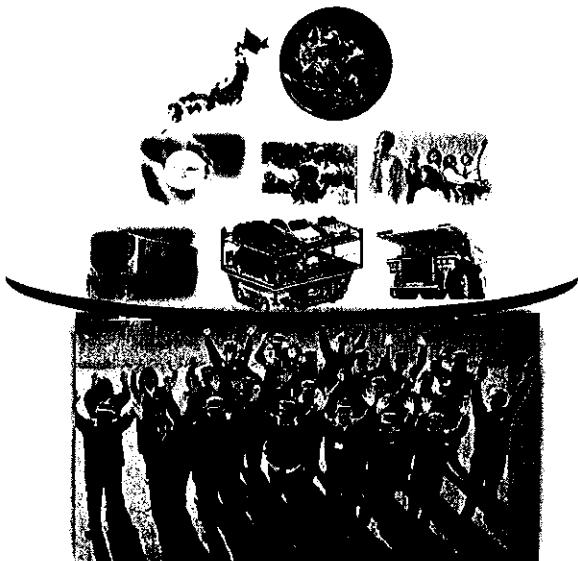
電話：0276-72-5107

E-mail：seiwa.ss@sky.plala.or.jp

URL：<http://www.seiwa371.jp>

業種：金属加工業（プレス・板金・溶接・切削・レーザ加工等）

【豊かな生活を支える、チーム誠和】



【会社の特徴「働き方改革」として】

☆ものづくりは人づくり、社員の成長の喜び」を大切に、社員教育としてのワンポイントトレッスン・サンクス活動や資格習得制度を進めます。

☆安全・安心な職場を目指し、リフレッシュ活動「誕生日休暇・旅行・親睦事業」や危険個所を無くす「リスクアセスメント活動」、楽しくやりがいのある「改善提案活動」など、社員のモチベーションアップを育みます。

【手作りしたベトナム料理の食事会】





『気づけば時の流れ』

邑楽支部

櫻井 広征

コロナ禍が報道されてから2年が過ぎようとしています。「あの時は大変な日々を過ごした」と言える、そんな日が一日も早く訪れてほしいものです。

先日、何気なく目の前の光景にふと目を向けると、若者達がスマートフォンをあたかも身体の一部のように使いこなしていたり、又はじっと画面を注視し何やら操作をしている人もいる。察するに動画やネットまたはLINEの類をしているように見受けられ、そこに交じりぎこちなく操作をする、どうみても私と同世代と思わしき人も見られる。もしや傍からみれば私も同様に見えるのだろうか・・・？そんな事はない！と、気持ちを強く持つ。

思い起こせば幼少期の何気ない会話に「漫画だってためになる、未来の事がふんだんに描かれている」と言った祖父母の言葉が頭をよぎった。そこには、子供の目を釘付けにする次世代の乗り物やウェアラブル端末（時計やメガネの形をして身体に密着させて使用する機器）が目を見張るように描かれており、その中には今では容易に手にできる物もありました。

私が若い頃は、今あるスマートフォンとは程遠いガラケー（今でいうガラパゴス化した携帯電話）で、音声通信が主でありメール機能が付帯された程度と能力的に低かったが、当時としては携帯し運用できる画期的なものでした。

コミュニケーションツールですら、これほど進化を遂げていることを考えると、先程の若者達と世代差を感じずにはいられません。

この先、未来のものとして描かれていた物がどれ程の速さで、時と共にどの様に進化し続けていくのか、大変興味深いものがあります。

それを実際に操作運用し活用するのは私たち自身であり、そしてそれは確実に安全性・操作性・利便性が拡充された物であってほしいと願います。

優れた新たな機能に振り回されたふたし「おじさんだから使えなくても仕方ないよね」と言われないよう快適に使いこなす側でいたいものです。

次回は、大泉支部の長野敏明さんにリレーいたします。

隨筆
リレー

『野菜の味って知っていますか？』

藪塚本町支部

武井 久幸

私は業務用カット野菜を製造販売しています。最近よく見かけるスーパーマーケットに並んでいるカット野菜とは違い食品工場や食品スーパーのバックヤード向けのカット野菜になります。

私の父親は漬物の会社を営んでおり私も将来は漬物屋さんになるのだろうと思っていました。高校を卒業し九州の宮崎県に半年間研修に行ってきました。

研修が終わり帰ってきたタイミングでカット野菜の依頼（要望）があり漬物屋でのカット野菜製造は難しいとの事で私に白羽の矢が飛んできました。急きょ父親と相談をしてカット野菜工場を建てて新規で始めることとなりました。商売の事なんて右も左もわからない24歳の若造が取引先に営業に行き色々と教えてもらいながらカット野菜を製造しました。

今思えば当時の取引先のおえらいさん達はよく私の様な若造を相手してくれたと思います。また、当時建築関係の専門学校に通っていた3歳下の弟がタイミングよく卒業になったので強引に引き込み母親と3人で始めた会社も今では従業員やパートさんを雇えるまでになりました。

年々食品業界もHACCPやISOなど衛生管理が厳しくなりなかなか町工場では大変になって来ている状況です。野菜の原料とは違いカットすることによって衛生面には特に気を付けなくてはいけません。食中毒を起こさないようにここまでやるのかというくらい洗浄や殺菌をします。もちろん野菜本来の旨みは洗浄することによってなくなってしまいます。

皆さんは野菜本来の味ってご存知ですか？皆さんが知っているのは調味料の味やドレッシングの味だったりしませんか？これからもっと世の中が便利になって調理済みのカット野菜や冷凍食品が増えてくると思います。そうなると本当の野菜自体の甘さや旨みをいつか忘れてしまうかも知れませんね。そうならない様になるべく自分で調理をし、おいしい野菜を食べてもらいたいと思っています。

野菜をカットして商売している私が言うのはおかしな話ですね。

次回は、新田支部の荒木義貴さんにリレーいたします。